

◆滋賀県と県内すべての市町から事業主の皆様へ重要なお知らせです◆

平成28年度から個人住民税の特別徴収を徹底します

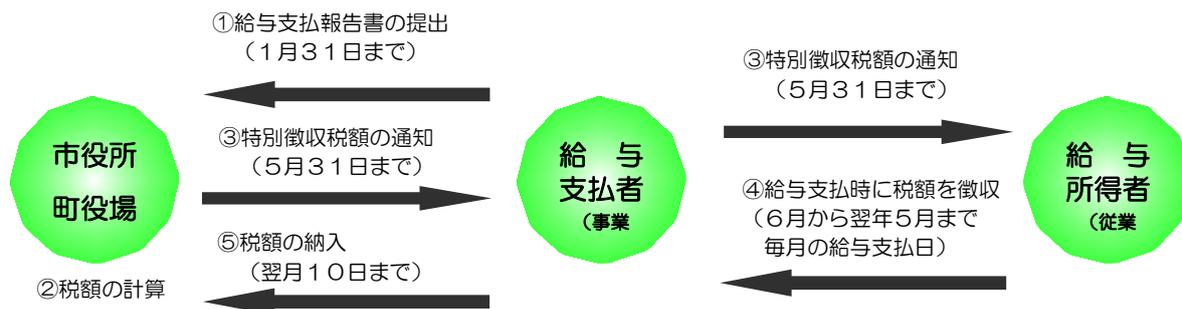
滋賀県と県内市町では、一定の理由に該当する場合を除き、平成28年度から所得税の源泉徴収義務のある事業者に対して、個人住民税の特別徴収による納入を徹底することとしました。まだ特別徴収を実施していただいていない事業者の方は準備いただきますようお願いします。

特別徴収制度とは

- 個人住民税（市町民税、県民税）の特別徴収制度は、給与支払者（事業者）が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（引き去り）し、納入していただく制度です。
- 地方税法および各市町の条例により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています。

特別徴収のしくみ

- 毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」を各市町よりお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収（引き去り）し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町へ、市町ごとの合算額を納入していただきます。
- 従業員が常時10名未満の事業者は、申請により、通常12回の納期を2回とすることができます。



特別徴収のメリット

- 給与所得者（従業員）は…
 - ◎毎月、給与から徴収（引き去り）されるため、納め忘れがありません。
 - ◎納税のために、納期ごとに金融機関へ出向く必要がありません。
 - ◎納期が、普通徴収（納付書、口座振替による納付）の4回に比べ、特別徴収は12回であることから、1回当たりの負担が少なく済みます。
- 給与支払者（事業者）は…
 - ◎市町が税額の計算を行うため、所得税と違い、税額計算や年末調整の必要がありません。

特別徴収の手続きは

毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書（総括表）の特別徴収義務者指定番号（給与支払者番号）の欄に朱書きで『新規』または、『特別徴収へ切替え』と記載の上、各市町にご提出ください。

※ 制度上は、市町が指定等を行うことで特別徴収する義務が生じますが、手続きがスムーズに進むよう、記載していただくこととしていますので、よろしくお願いします。

制度や手続について詳しくは、以下の電話番号までお問い合わせください。

- 制度の概要や取組に関すること 滋賀県中部県税事務所 課税課 TEL 0748-22-7709
- 具体的な手続に関すること 滋賀県蒲生郡竜王町役場 税務課住民税係 TEL 0748-58-3750

個人住民税特別徴収 Q & A

Q1

今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか。従業員数も少なく、特別徴収事務をする余裕もないのですが…。

A1

地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。（地方税法第321条の3、第321条の4等および各市町の税条例の規定）

なお、従業員が常時10名未満の事業者には、申請により年12回の納期を年2回とする制度があります。

Q2

「原則として特別徴収しなければならない」とのことですが、どういう場合に特別徴収しなくてもよいのですか。

A2

給与支払者は、以下の条件にあてはまる給与所得者で、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる場合を除いては、特別徴収の方法によって徴収しなければならないこととされています。

- ①給与所得のうち支給期間が一月を超える期間（例 年俸一括払い等）によって定められている給与のみの支払いを受けている者
- ②外国航路を航行する船舶の乗組員で一月を超える期間以上乗船することとなるため、慣行として不定期にその給与の支払いを受けている者

Q3

今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかります。これをする事で何かメリットはあるのですか。

A3

特別徴収をすると、従業員がわざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員（納税義務者）の1回当たりの負担が少なくてすみます。

なお、住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。税額の計算は給与支払報告書に基づいて各市町で行い、従業員ごとの住民税額を各市町から通知しますので、その税額を毎月の給料から徴収（引き去り）し、各市町ごとの合算額を翌月の10日までに金融機関を通じて各市町に納めていただくことになります。